

岐阜県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

平成19年2月1日
条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例において「職員」とは、岐阜県後期高齢者医療広域連合長、議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の事務部局に勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。）をいう。

(定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 広域連合長の事務部局の職員 | 28人 |
| (2) 議会の事務部局の職員 | 3人（兼務） |
| (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 | 3人（兼務） |
| (4) 監査委員の事務部局の職員 | 3人（兼務） |
| (5) 公平委員会の事務部局の職員 | 2人（兼務） |

(職員定数の配分)

第3条 前条の職員の定数の当該事務部局内の配分は、当該任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第27号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。